

令和6年度第1回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和6年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年5月8日（水）

15時～16時

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項

（1）「埼玉県こども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて

（2）「埼玉県こども計画（仮称）」の位置付け、骨子案について

（3）児童養護部会の審議経過について

（4）意見聴取部会所属委員の決定について

（5）認可部会の結果について

4 閉会

出席委員（15名） ※委員長・副委員長以下50音順

田 口 伸 委員長	寺 薊 さおり 副委員長
逢 澤 圭一郎 委員	石 丸 靖 子 委員
川 澄 馨 子 委員	神 山 幸 恵 委員
坂 本 仁 志 委員	清 水 将 之 委員
菅 原 文 仁 委員	塚 越 優 子 委員
藤 野 美佐子 委員	保 角 美 代 委員
本 田 尚 美 委員	峯 眞 人 委員
若 山 清 和 委員	

欠席委員（3名）

鈴 木 勝 委員	長 根 亜紀子 委員
福 田 由美子 委員	

◎ 開 会

○ 司会（こども政策課 今井副課長）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。本日はWebによる開催とさせていただきますことに御理解いただきありがとうございます。委員の皆様はビデオをオンにさせていただいて、マイクは御発言のときだけミュート解除してくださるようお願いいたします。

私はこども政策課の今井と申します。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、資料は事前に送付しておりますが、確認をさせていただきます。次第の次のページに、資料の一覧がございます。配布資料が多いので、全部は読み上げませんが、資料1-1から資料5-2まで、こちらを事前に送付させていただいておりますので御確認ください。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、会議は公開とし、出席委員の3分の2以上の議決があった場合は公開しないことができるとされております。本日の会議は原則に基づき公開といたします。

続いて、傍聴者について御説明いたします。本日は傍聴を希望する方が1名いらっしゃいます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

お願ひいただきありがとうございます。

委員の皆様は御了承いただきましたので、傍聴者の方は入室をしてください。

◎ 福祉部長あいさつ

○ 司会

それでは続きまして、福祉部長の細野から御挨拶を申し上げます。部長お願いいたします。

○ 細野福祉部長

福祉部長の細野でございます。本日は、お忙しい中、児童福祉審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨今の新聞を見ますと、毎日のように「こども」ということが取り上げられております。国の方を見ましてもですね、まさに政策の1丁目1番地というのでしょうか、これは人によって捉え方は異なるかもしれませんが、私の私見になるかもしれませんが、まさにこども政策が国の政策の1丁目1番地になっているのではないかというふうに認識をいたしております。国の方では、昨年の令和5年4月にこども基本法が施行になり、それから12月にこども大綱が策定されました。若干遅かったのではないかという面も個人的に思っておりますが、国においてこどもを非常に重視して、最重要課題としているのではないかと感じています。

県はどうなっているのかというところでございますが、県においても、様々なこどもに係る課題がありますが、その中で、今年度の最重要課題だと思っているのは、「埼玉県こども計画（仮称）」の策定というふうに思っております。計画というものは指針であり、また目標になるものであり、計画をしっかり作らなければ、いい行動は取れないし、行動がなければいい成果があげられません。したがって、行動計画の策定に、非常に私ども力を入れて今年度取り組んでいきたいと考えております。

この計画づくりにつきましては、昨年度末から実は助走しておりまして、作業部会も、この審議会も作らせていただきまして、すでに議論を始めているところでございます。この後、担当課長から、作業部会での検討状況や、こども計画（仮称）の今年度の策定スケジュールなどを、御説明をさせていただくことになっております。

この計画を作って、県、それから市町村、県民の皆様、事業者、民間団体の方々、まさにワンチームになって取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方には、この児童福祉審議会、計画づくりだけではありませんが、この計画づくりにあたって忌憚のない御意見をいただければというふうに考えております。

私から言うまでもなく、こどもというものは社会の宝です。そして、真にこどもまんなか社会の実現に向けて、埼玉県こども計画（仮称）を将来に誇れる計画としたいと思っておりますので、皆様方の御協力を切にお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

◎ 委員紹介

○ 司会

続いて、新たに御就任された委員を御紹介させていただきます。

このたび埼玉県議会から逢澤圭一郎委員が御就任されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

○ 逢澤委員

皆様こんにちは。このたび埼玉県児童福祉審議会委員に就任いたしました埼玉県議会福祉保健医療委員長の逢澤圭一郎と申します。委員の皆様には、埼玉県の児童福祉に関する施策をはじめ、様々なお立場で高い見識と、貴重な御意見をいただいていることにつきまして改めて御礼を申し上げます。

少子高齢社会が加速する中、こどもを社会全体で育てるための意識改革、制度改革が課題ととらえております。本審議会におきましても、仮称埼玉県こども計画策定に向けた審議がなされます。

議会といたしましても、埼玉県こども計画策定に向けて、様々な視点から、より良い計画策定に繋がるよう進めていく所存でございます。

委員の皆様には、埼玉県のさらなる発展に向けて変わらぬ御指導、御協力をお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会

続きまして、峯真人委員の御就任について御紹介いたします。

資料 1-2「埼玉県児童福祉審議会規則」を御覧ください。3 月 29 日に、児童福祉審議会の委員数に関する規則を「17 人以内」から「20 人以内」に改正させていただきました。資料 1-2 の第二条のところ です。そして、資料 1-3「埼玉県児童福祉審議会委員名簿」のとおり、医療の分野の専門家として、岩槻医師会の理事の峯様に御就任いただきました。

峯委員は日頃から小児医療に従事しており、その御経験を踏まえた御意見を賜りたいと考えております。峯委員に御挨拶をお願いしたかったのですが、今マイクが不調のようなので、後程お時間があればお願いできればと思います。峯委員よろしくお願いいたします。

○ 司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

委員長、田口伸様。

○ 田口委員長

田口です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

副委員長、寺菌さおり様

○ 寺菌副委員長

寺菌さおりです。よろしくお願いいたします。

○ 司会

委員長、副委員長の次に、各委員を 50 音順にお呼びいたします。先ほど御挨拶いただきました逢澤委員、峯委員につきましても、重ねての御紹介になりますが改めてお名前をお呼びさせていただきます。

逢澤圭一郎様。石丸靖子様。川澄馨子様。神山幸恵様。坂本仁志様。清水将之様。菅原文仁様。塚越優子様。藤野美佐子様。保角美代様。本田尚美様。峯真人様。若山清和様。ありがとうございます。

なお、鈴木勝様、長根亜紀子様、福田由美子様におかれましては御欠席となります。

また、坂本仁志様におかれましては、所用により 15 時 45 分ごろ御退席される御予定でございます。

◎ 出席状況報告

○ 司会

次に、審議会の定足数について御説明いたします。埼玉県児童福祉審議会規則第六条第 2 項

により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない」とされております。本日の審議会は委員 18 名中 15 名御出席いただいておりますので、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

この後、議事に入りますが、委員の皆様はマイクがミュートになっておりますので、発言いただく際はマイクのミュートを解除してください。リアクションボタンで挙手ボタンをクリックしていただき、指名されましたら、お名前をおっしゃってから御発言をお願いします。御発言が終わりましたらリアクションボタンで手を降ろすをクリックしていただき、再びマイクをミュートにしてください。

それでは議事に入ります。ここからは、埼玉県児童福祉審議会規則第六条第 1 項の規定に基づき、田口委員長に議事をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

それでは次第に従いまして進行して参ります。

◎ 議事録署名委員選出

○ 田口委員長

審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第十条第 2 項に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。川澄委員、清水委員をお願いいたします。川澄委員、清水委員には後日事務局より議事録の確認署名を依頼いたしますのでよろしくお願いします。

◎ 議事

(1) 「埼玉県子ども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて

(2) 「埼玉県子ども計画（仮称）」の位置付け、骨子案について

○ 田口委員長

それでは議事に移りたいと思います。審議事項 3 (1) 「「埼玉県子ども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて」と、3 (2) 「「埼玉県子ども計画（仮称）」の位置付け、骨子案について」ですが、この 2 つは関連がありますので、併せて説明をいただき、意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○ 黒澤こども政策課長

こども政策課長の黒澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、まず、審議事項 3 (1) 「「埼玉県子ども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて」の御説明をいたします。資料 2-1 を御覧ください。「埼玉県子ども計画（仮称）」の検討体制についてでございます。左側に児童福祉審議会の検討内容、右側に埼玉県子ども計画（仮称）策定作業部会の検討内容を記載しております。

この内容に入ります前に、埼玉県こども計画（仮称）と児童福祉審議会の関係について御説明させていただきいと存じます。現行の埼玉県子育て応援行動計画の策定根拠であります、子ども・子育て支援法では、計画の策定に当たり、児童福祉審議会の意見を伺うこととされております。埼玉県こども計画（仮称）は、後ほども御説明いたしますが、子ども・子育て支援法に基づく計画としても位置付けることとしておりまして、策定にあたりましては、児童福祉審議会の意見を伺うという形を踏襲するものでございます。

資料2-1の左側、2024年2月の児童福祉審議会においてお認めをいただき、作業部会を設置いたしました。右側に点線矢印が繋がっていますが、2024年3月の第1回の作業部会において、計画の骨子案について検討いただきました。そこから左に実線矢印で結ばれていますが、「2024年5月」とは本日のことですが、2024年3月の策定作業部会で作成した骨子を本日御審議いただくものです。本日の御議論の結果は、作業部会に戻して、骨子を踏まえた計画のたたき台を作成いただきます。その後、夏頃になるかと思いますが、計画のたたき台を本審議会で御議論いただきます。そして、作業部会で文案を作成し、秋から冬にかけて、審議会の皆様に最終的な御意見をいただけるよう進めて参りたいと考えています。このように、埼玉県こども計画（仮称）につきましては、作業部会で骨子やたたき台、文案を作成いただき、その都度、こちらの審議会で御意見を伺ってまとめていくというものでございます。

続きまして、資料2-2を御覧ください。こちらは策定作業部会のメンバーでございます。2024年2月の審議会ですでに御紹介いたしましたが、この計画は、非常に幅広い分野から成り立つ計画であるため、様々な分野の専門家の方々に御参画をいただいております。本審議会の委員でございます方にも重ねて御就任をいただいております。なお、策定作業部会におきましては、新たに小児医療の分野として、小林敏宏様に、作業部会員への御就任を御了承いただいております。本審議会と作業部会が一体で御議論いただくとともに、様々な関係者の方々の御意見も踏まえた上で案を作成させていただくという作業を進めていくところです。

続きまして、資料2-3を御覧ください。今申し上げました全体の大まかなスケジュールを資料でお示しさせていただいております。たたき台の検討を経て、10月頃に計画案の提示をさせていただき、審議会としての御意見をいただければと考えております。その後、下の段にございますが県民コメントとこども基本法第11条に基づくこども等への意見の聴取をさせていただき、その結果を本審議会に諮らせていただいたのち、2月議会において議案として提出させていただくという考えでございます。この計画が令和7年度からスタートできるように、私どもとしても、努めて参りたいと考えております。

以上が、審議事項3(1)「「埼玉県こども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて」の御説明となります。

続きまして、審議事項3(2)「「埼玉県こども計画（仮称）」の位置付け、骨子案について」の御説明をさせていただきます。資料2-4を御覧ください。こちらは埼玉県こども計画

（仮称）の位置付けです。埼玉県こども計画（仮称）は、子育て支援に関連する法律等に基づく計画として位置付けております。

資料のとおり、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策推進法に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」となる多くの法律等に基づく計画をまとめたものになっています。

続きまして、資料2-5を御覧ください。こちらは前回の審議会でも御説明をしたものですが、埼玉県こども計画（仮称）は、現行の埼玉県子育て応援行動計画と埼玉県青少年健全育成・支援プランの内容を踏まえるとともに、こども大綱の内容を勘案する必要があります。

続きまして、資料2-6を御覧ください。こども大綱の構成はこちらの資料のとおりです。こども施策に関する重要事項については、3つの重要事項に整理されています。1つ目は「ライフステージを通じた重要事項」、2つ目は「ライフステージ別の重要事項」、3つ目は「子育て当事者への支援に関する重要事項」となっています。

1つ目の「ライフステージを通じた重要事項」についてですが、7つの支援・施策に整理されており、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「こどもの貧困対策」、「障害児支援・医療的ケア児等への支援」、「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」、「こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」となっております。

2つ目の「ライフステージ別の重要事項」についてですが、3つのライフステージに分けて整理されており、「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」となっています。

3つ目の「子育て当事者への支援に関する重要事項」についてですが、こちらは4つの支援・施策等に分けて整理されています。「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」「地域子育て支援、家庭教育支援」「共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進、拡大」「ひとり親家庭への支援」となっております。

続きまして資料2-7を御覧ください。「埼玉県こども計画（仮称）の骨子案（イメージ）」は、こども大綱の構成をベースに、現埼玉県子育て応援行動計画と現埼玉県青少年健全育成・支援プランの構成を踏まえ作成いたしました。

先ほども資料2-6で説明をしましたが、こども大綱の「第3 こども施策に関する重要事項」では、「1 ライフステージを通じた重要事項」、「2 ライフステージ別の重要事項」に大別しており、基本的にはこの考え方を踏襲して、骨子案を作成しています。具体的には、資

料 2-7 の薄い緑色で着色している「1 こどもの権利擁護・意見の反映」から「7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進」までが、「ライフステージを通した施策」。薄い赤色で着色してある「8 結婚・出産の希望実現」から「12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進」までが、「ライフステージ別の施策」となっています。なお、「子育て当事者への支援に関する重要事項」については、現在の埼玉県子育て応援行動計画において、こどもに対する施策と、子育て当事者、親に対する施策を分けて分類していないことなどの理由により、それらを「ライフステージを通した重要事項」、もしくは「ライフステージ別の重要事項」の中に位置付けております。

まず、「ライフステージを通した施策」について説明いたします。

1 番目「こどもの権利擁護、意見の反映」については、こども基本法第 3 条の「基本理念」や、第 11 条の「こども等の意見の反映」及びこども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」に位置付けられていることから、本県においても、柱として位置付けることとしたいと考えております。

2 番目「居場所づくり、社会的活動の参画支援」については、こども大綱では、「ライフステージ別の重要事項」の「学童期・思春期」に位置付けられていますが、本県では、「学童期・思春期」に限らず、幅広い世代を対象としたいと考えており、あえて「ライフステージを通した施策」として位置付けたいと考えております。

3 番目「親と子の健康・医療の充実」については、基本的には現行の埼玉県子育て応援行動計画の「2 親と子の健康・医療の充実」を踏襲し、整理したいと考えております。

4 番目「「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援」については、現埼玉県子育て応援行動計画の内容を受け、現埼玉県青少年健全育成・支援プランの「ヤングケアラーへの支援」や、「ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援」などの内容を新たに追加し、整理したいと考えております。

5 番目「児童虐待防止、社会的養育の充実」については、基本的には現埼玉県子育て応援行動計画の「5 児童虐待防止、社会的養育の充実」を踏襲したいと考えており、「埼玉県社会的養育推進計画」との整合性を図りながら、整理したいと考えております。

6 番目「こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」については、現埼玉県青少年健全育成・支援プランをベースに、「こども・若者の自殺対策」、「インターネット対策の推進」、「犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備」などの内容を整理したいと考えております。

7 番目「こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進」については、現埼玉県子育て応援行動計画の「7 子育てしやすいまちづくりの推進」に加え、こども大綱を勘案し、「こどもまんなか社会への機運醸成」や「こども政策 DX の推進」の内容を新たに追加し、整理したいと考えております。

次に、ライフステージ別の施策について御説明いたします。

8 番目「結婚、出産の希望実現」については、基本的には現埼玉県子育て応援行動計画の「1 結婚・出産の希望実現」を踏襲し、整理したいと考えております。

9 番目「「子育て」と「子育て」の支援」については、基本的には現埼玉県子育て応援行動計画の「3 「子育て」と「子育て」の支援」を踏襲するとともに、「学校教育の充実」については、現埼玉県青少年健全育成・支援プランの内容と一部重複していることから、これを踏まえ、整理したいと考えております。

10 番目の「未来を切り拓く子ども・若者の応援」ですが、現埼玉県青少年健全育成・支援プランをベースに、現埼玉県子育て応援行動計画の「若年者の経済的自立の支援」を加え、整理したいと考えております。

11 番目の「子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援」については、現埼玉県青少年健全育成・支援プランをベースに整理したいと考えております。

12 番目の「ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進」については、現埼玉県子育て応援行動計画に、「共働き・共育での推進」を新たな内容として追加し、整理したいと考えております。

続きまして、資料 2-8 を御覧ください。こちらはこの骨子の作成にあたり、御議論いただいた作業部会の議事概要になります。委員の皆様からいただいた主な意見ですが、本計画を策定するにあたって、埼玉県子育て応援行動計画と埼玉県青少年健全育成・支援プランを合体することのメリットや、他県の計画策定状況等について、お話をいただきました。

資料を 1 つお戻りいただきまして、資料 2-7 を御覧ください。先ほども申し上げましたが、作業部会での御意見を踏まえ、骨子を作成させていただきました。本日の審議会においては、こちらの骨子案に関して、委員の皆様から御意見を賜ればと考えております。

私からの御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎ 質問・意見

○ 田口委員長

説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございますか。皆さんからも忌憚のない意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

それでは逢澤委員お願いします。

○ 逢澤委員

御説明ありがとうございました。こども計画の骨子案のイメージを御説明いただいたところですが、基本的には、今までの計画を整理していくという御説明が多かったと思います。新たな部分としては、DX のところと、共働き・共育でのところが新たに盛り込まれますと、ただそれだけだとなかなか、今まであったものをまとめるだけというような感覚で聞いていた次第で

ございます。国の計画や法律を基本としなければならないと思うが、埼玉県の特徴として、もう少し他県と違ったものを推進していくというものはあるのか。また、今後議会としても、色々な条例の検討をしておりますが、それをどのようなタイミングで盛り込んでいくのか。また、議会だけでなく、ほかの意見がパブリックコメントの前の段階でも出てくるのかと思いますが、どのようにお考えになっているのかが1点です。また、教育委員会との関わりというのは、どのように考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○ 田口委員長

御質問ありがとうございました。こども政策課長でよろしいでしょうか。

○ 黒澤こども政策課長

御質問ありがとうございました。まずいただいた御質問は、埼玉県としての特徴というものをどのようにこの計画に勘案していくかというようなことでございます。埼玉県の例えば保育の状況など、現状というものを当然把握した上で施策を盛り込んでいきたいと思っております。内容については、これからよく検討していきたいと思っております。委員御指摘の埼玉県の特徴を生かせるような形で計画の作成に取り組んでいきたいと考えております。それからお話をいただきました、今検討いただいている条例と計画というものの、ある意味整合性というのでしょうか、そのタイミングですが、今条例の方を御検討いただいて、その骨子案というものが出ているように承知しております。こちらでも今後、こども計画を策定するにあたっては、中身を柱立ても含めてですけれども、中身がその条例に合っているかどうか拝見しながら、合うような形で作成をしていきたいというふうに考えております。また先ほども申し上げましたが、外部の方にお諮りするタイミングがいくつかありますけれども、県民コメントにかける、あるいはこどもの意見をお聞きするというようなタイミングにはですね、条例の中身を勘案したもので文案を作成したいと考えております。それから色々な方からの御意見を県民コメントの前にはどのように聞くのか、というようなお話がございました。夏頃に県民コメントに先立ちまして、お子さんの当事者であるとか、またそういった関わる団体の方々に何らかの御意見をお伺いできるように、今後進めていきたいというふうに考えております。また、学校の関係で、教育委員会との連携につきまして、このこども計画は御指摘いただきましたとおり、教育委員会、教育局の方も含めて様々な施策が関係しております。今後、この計画にどのような施策を盛り込んでいくべきかであるとか、その内容につきましても、知事部局はもちろん教育委員会ともよく諮りながら検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○ 田口委員長

逢澤委員どうぞ。

○ 逢澤委員

ありがとうございました。来年の2月に議会へ議案提出というタイトなスケジュールです。その間に何度か審議会と作業部会の開催を繰り返していくが、議会側からも変更点とか色々な

ことがあろうかと思います。タイトな中で、皆さんもお忙しい中だとは思いますが、ぜひともいい計画を作るために御議論いただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 田口委員長

他の皆さんはいかがですか。

スケジュールの関係で、たたき台ができたところでしょうか、「こども等意見交換」がありますが、これは新しい試みかと思います。具体的に、今の段階で分かっていることがありましたら、どのような形でこどもからの意見を聞くのか教えていただけますでしょうか。

○ こども政策課 関根主幹

こども政策課主幹の関根から御説明させていただきます。

こどもからの意見聴取につきましては、現在事務局で検討中ございまして、まだ詳細等お伝えできる部分は少ないのですが、先ほどの課長からの説明にもありましたとおり、当事者であるこどもたちですとか、関係する団体などからお話が聞けるような方策を考えていきたいと考えております。

○ 田口委員長

わかりました。これから色々検討することなので、よろしくお願いしたいと思います。皆様いかがですか。今回青少年のプランの方とも関係しますが、清水委員お願いいたします。

○ 清水委員

清水です。よろしくお願いいたします。今委員長からも御質問があったとおり、資料2-3の「こどもとの意見交換」について御質問させていただければと思います。

意見を交換するのであれば、意見表明ができるこどもに対して周知する必要があるかと考えます。例えば、こども計画では、こどもが分かりやすいものを作成する必要があると思います。その場合に、意見表明の面から考えると、小学校の低学年、あるいはもう少し小さいこどもを対象にするということも考えられます。そういったものも実際に作られて、こどもの意見交換に臨むのかどうかというところをまず1点目としてお聞きしたいということです。2点目は、資料2-7「埼玉県こども計画（仮称）の骨子案（イメージ）」の「4「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援」のところですが、外国籍のこどもへの支援は、この中に含まれるのか、あるいは検討されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

以上の意見ですが、こども政策課長でよろしいでしょうか。

○ こども政策課 関根主幹

担当の方から御説明いたします。清水委員、御質問いただきましてありがとうございます。

こどもとの意見交換につきまして、小さなお子様ですとか、そういった方々でもわかりやすい資料、意見表明がしやすい工夫というところで、現在まだ検討中ではございますが、御意見を参考にさせていただきながら、こどもたちと意見交換がスムーズにできるように検討して参りたいと思います。もう1点、外国籍のお子様に関する支援・取組が含まれるのかということですが、現状の子育て計画においても、外国人のお子様在学校生活で円滑に対応できるように支援するという取り組みは計画に含めておりまして、引き続き、こういった施策についても計画の方に位置付けたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 清水委員

どうもありがとうございます。

○ 田口委員長

どうもありがとうございます。続きまして、先ほど手が上がりましたので、保角委員よろしくをお願いします。

○ 保角委員

ありがとうございます。

先ほど委員長や清水委員からお話がありました、こどもたちの意見を聞く機会を設けるということですが、今までなかなか取り組んでこなかった部分だと思います。「こども」とくくるということについて、先ほどの説明の中で子育て応援行動計画と青少年健全育成・支援プランをミックスしていくとお話がありましたが、「こども」とは何歳から何歳で、先ほど幼児の話がありましたが、「若者」というふうになると、もう少し年齢がいくとは思いますが、そのへんの年齢的なものをどう考えているのかお伺いしたいです。また、お子さんの意見を聞くときに、わかりやすくしていくことも大事ですし、計画とかですと難しい文字が並んでいるとなかなか理解できないかと思います。例えば、こどもたちにアンケートという形で意見を広く聴取するですとか、先ほどおっしゃっていましたが、時間的にはタイトなのですが、ここが肝かなと、埼玉県がどこまでこどもの意見を聞いてこの計画を立てたのかというところは、肝かなと思いますので、その辺、アンケートについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○ 黒澤こども政策課長

ありがとうございます。こども政策課長でございます。

まず1つ目の御質問の、対象となる「こども」と「若者」の年齢ですが、「こども」というのは生まれた赤ちゃんから対象になり、「若者」というところはなかなか年齢で区切るところができないというのが、こども基本法やこども大綱に考え方が載っておりまして、いわゆる大学生ですとか、またその先もですね、例えば、就職だとかそういったことで、支援を要する方ですとか。そういったところも対象にはなってくると思うのですが、こどもの意見を聞くにあたっては、概ね、先ほど産まれたばかりのと申し上げましたけれども、やはり少し言葉の理解ができるような年齢の小学校低学年ぐらいからだと思いますが、とはいえ保護者の方々からの助

けがあつての御意見という形にはなろうかと思います。また、小学生や中学生高校生とか、年代を区切った形で意見をいただけるようにしたいと考えております。

先ほど分かりやすさについて御意見をいただきました。先ほども御回答申し上げましたが、こどもが理解できるような平易な言葉であつたり、分かりやすい表示であつたりというところを工夫しながら、意見を聞き取るといったことをやっていきたいと思います。また、アンケートというお話がありましたが、今年度新規事業として、こども計画、こども大綱を踏まえて、お子さんの意見を聞くかたちの仕組みを構築することを計画して進めております。秋頃お子さんの意見聴取というのをですね、インターネットの中でアンケートを実施して、登録いただいた方から御意見をいただくということを想定してございます。その際には、先ほど申し上げました、そもそも聞いていることであつたりとか計画というものであつたりとか、そういったものを分かりやすく表記して御理解いただいて、自分のこととして御回答いただけるような形で進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 田口委員長

保角委員、続けてどうぞ。

○ 保角委員

もう1つ伺いたいのですが、骨子案のイメージのライフステージ別の施策の中に、「9 学校教育の充実」ということで、学校のことがこちらに載っているのですが、この計画の事務方、県の事務方は、少子化対策局となるのでしょうか。例えば、学校教育関係の方が、このたたき台を作っていくわけですがけれども、その事務方の中にそういう教育関係は、どこかで意見を聴取したりとか、そういう連携みたいのが県庁内であるのでしょうか。

○ 黒澤こども政策課長

ありがとうございます。今、教育の方の職員といいますか、組織がどのように関わっているかという御質問いただいております。事務局といたしましては、今年度「こども政策局」というふうに名称が変わりまして、「こども政策局」の中の、私どもの「こども政策課」という課名になります。去年まで「少子政策課」と申していましたが、「こども支援課」と2つに分かれるといういきさつもありますけれども、事務局はこちらの中に置きまして、そのうえ、こどもに関わるのは当然、私どもの福祉部だけに限りません。教育局や保健医療部など色々なところが関わります。庁内で会議体というものもございますので、そういった会議体の中でも、この計画について諮ったり検討しながら、計画に載せる施策とか文案など、内容についても、教育局ともよく意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○ 田口委員長

よろしいでしょうか。菅原委員、お願いします。

○ 菅原委員

戸田市の菅原でございます。よろしくお願いいたします。2点ありまして、今お話がありまし

たこどもの意見表明の話なのですが、この計画を作る上で、意見を聞くってということなのか、今後、これから県が進めていく様々な施策などについて、こどもが意見を表明できる機会を継続的に作っていきなりして、諮っていくというか、政策決定のプロセスの中に、こどもの意見が常に入るようなものを作っていくのかっていうところについて、どのような考えがあるのかを伺いたいのが1つです。やはり持続的に、こどもが意見をしっかり言えるような場を作るということは大事だと思っております、聞くということになってくると、もしそうだとするとなのですが、アンケートを取るというのは、責任のある意見になるのかどうかという問題があります。目の前のことを、これをこうして欲しいみたいなどころにこうなってしまうがちなところがあるのかな、と思います。難しいのですが、こどもの意見をどうやって聴取するかということを大人が考えて、なかなか難しい問題なのかなと思いますけど、ある程度こどもからも、やはりある程度その責任というか、こどもとしてもこどもなりにしっかりその話ができるような会議体じゃないですけどもそういうものの方がいいのかなって思っているのですが、そういったところをどういうふうに考えているのかというのが1つです。

もう1つは、県をあげて県民を巻き込んで、こどもまんなか社会を埼玉県で作ってこういう計画だと思うのですが、県民に何を求めるのかというのがどこに入っているのかわかりませんでした。県民に対して、この計画でしっかり県民もそういう意識を変えてくれというところをしっかりとっていきべきなんじゃないかと思っております、そこについてどこにどういうふうに反映できているのかというのを教えていただきたいと思っています。

○ 黒澤こども政策課長

ありがとうございます。まず1つ目の御質問についてですが、こどもからの意見を聞くということについて、計画についての意見なのか、それとも施策についてなのかという御質問いただいております。今年度、まず一番の大きな目標といたしますか、大きなものとしたしましてはこの計画を作り上げるということになりますので、まずこのお子さんからの意見を聞く、先ほどアンケートのシステムと申し上げましたけれども、その仕組みができた暁には、まずはこのこども計画についての御意見をいただくことを、最初のこととしたいと考えております。ただ御指摘いただきましたとおり、こどもの意見を聞きながら、こども施策、こどもまんなか社会を作り上げていくという考え方は、そのとおりでございますので、その後、計画ができた後につきましても、もちろんこの計画に対してももちろんですけども、様々なこどもに関する、もしくはこどもに資するような施策を立てる、あるいは進めるにあたっての、その当事者であるお子さんの意見を聞く仕組みとしても生かしていきたいと考えています。また、アンケートというよりも、個々に責任があるような御意見をいただく形はいかがかということで、確かに御指摘いただいた会議体というものも非常に有用なものであるように考えておりますので、ネットにおいてといいますか、今後の進め方については考えていきたいと考えております。

それから2つ目の御質問で、県民の立場といいますか、県民を巻き込んだこども施策っていうのがどこに盛り込まれているのかということについてですが、まず1つ挙げられますのが、この骨子案を御覧いただきますと、例えばですが右側の7番の「(1) こどもまんなか社会の気運醸成」、こちらにつきましては、こどもまんなか社会というものの理念といいますか、そういったところを皆さんで共有したいというところにおいては、色々な方々がこれに関わってくるんだよっていうところを知らせたいというふうに考えておりますし、こちらからの支援というような中身もありますけれども、県民の皆さんもそういったこどもの子育てといいますか、こどもが育っていくことを一緒に応援するような形で気運醸成を図っていきたいと考えています。

○ 菅原委員

ありがとうございました。今後の計画づくり期待しております。

○ 田口委員長

皆様から色々意見をいただいて参りましたが、これからこの骨子案に肉付けして、中身を深めていくということになろうかなと思いますが、まず進め方としましてはこの骨子案で計画策定を進めていくということで、御了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日の御意見を参考に、作業部会の皆様の御意見も伺いながら、またさらに引き続き計画の策定を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎ 議事

(3) 児童養護部会の審議経過について

○ 田口委員長

では次に、審議事項3の(3)児童養護部会の審議経過について事務局から説明をお願いいたします。

○ 菊池こども安全課長

こども安全課長の菊池でございます。

児童養護部会における審議経過につきましては、前回の児童福祉審議会で、令和5年度第5回児童養護部会までの審議結果を御報告しております。本日は前回以降に開催されました、令和5年度第6回及び第7回の児童養護部会の結果を御報告いたします。

児童養護部会についてですけれども、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について、調査審議することとされております。これらの審議事項につきましては、埼玉県児童福祉審議会規則第7条第6項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第7項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。なお、児童養護部会の審議につい

てですが、児童や里親希望者などの個人情報を取り扱うことから、非公開で行っております。このため本日の報告につきましては、個人情報などの詳細を含まない形での御報告になりますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは資料3を御覧ください。初めに、「1 里親の認定に関する審議」について御報告いたします。これは里親になることを希望する者について、その適否を御審議いただくものでございます。(1)の開催及び審議状況のとおり、令和5年度第6回及び第7回の児童養護部会において、里親となることを希望する18世帯について御審議いただきました。18世帯すべてについて、里親として認定することが適当との答申をいただいております。次に「(2) 認定、登録里親の状況」でございますが、まず、「種類別」を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を養育する「養育里親」や、養育里親のうち、特に被虐待児や、非行児または障害児を養育する「専門里親」や、養子縁組により養親になることを希望する「養子縁組里親」、それから児童の両親が死亡・行方不明・拘禁・入院などの事情により、養育できない場合に扶養義務のある親族が養育する「親族里親」の以上4種類あります。重複して登録することも可能でございます。里親として認定することが適当との答申をいただいた18世帯のうち、養育里親としてのみの登録が3世帯、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が15世帯となっております。また養子縁組里親のみ親族里親のみの登録は今回ございませんでした。次の「イ 職業別」と「ウ 年齢別」につきましては、資料のとおりでございますので御確認いただければと思います。里親認定に関する審議については以上でございます。

続きまして、「2 児童相談所の取る措置に関する審議」について御報告いたします。これは児童相談所が、児童についての施設入所などの措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針が適切であるかどうかということをお審議いただくものになります。

御審議いただいた6件すべてにつきまして、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置をとることが適当であるとの答申をいただいております。

最後に「3 被措置児童虐待事案の報告」について、御報告いたします。前回報告以降、児童相談所が措置した児童について、被措置児童虐待に係る通告のあった4件について事実確認を行いまして、4件すべてを被措置児童虐待と認め、結果を児童養護部会に報告をいたしております。

児童養護部会における審議の結果報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 質問・意見

○ 田口委員長

報告ありがとうございました。ただいまの報告につきまして御質問、御意見ございますか。

特にないようですね。ありがとうございました。

◎ 議 事

（４）意見聴取部会所属委員の決定について

○ 田口委員長

次に、審議事項「３（４）意見聴取部会所属委員の決定について」に進みたいと存じます。

意見聴取部会の委員の決定を行います。審議会規則第７条第１項の規定により、本審議会には、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見、意向に関する事項について審議を行う

「意見聴取部会」を設置することになっております。また、同条第２項により、部会に属する委員は委員長が指名するとされております。

資料４を御覧ください。意見聴取部会では、措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見または意向に関する調査に関して審議いたしますので、児童福祉・権利擁護に関する知識・経験を有する委員を指名させていただきます。埼玉県児童福祉審議会意見聴取部会所属委員（案）に記載した５名を、意見聴取部会に属する委員とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議 事

（５）認可部会の結果について

○ 田口委員長

では次に移ります。次に審議事項「３（５）認可部会の結果」について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 山崎こども支援課長

こども支援課長山崎です。

私の方から、認可部会の審議結果について御説明させていただきます。資料５－１を御覧ください。埼玉県児童福祉審議会規則第七条第１項により、保育所及び幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項を御審議いただくものとして「認可部会」を設置させていただいております。なお、認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議検討が行われるために、非公開として行っております。

それでは、「１ 開催及び審議状況」についてです。認可部会は例年５月と２月の年に２回開催しております。ここには過去３年間、令和３年度から５年度までの６回について記載をさせていただきます。令和３年度、４年度、それぞれ表にございます通り御審議をいただきました。令和３年度、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とさせていただいております。昨年度、令和５年度は第１回の部会で６施設、第２回の部会で２施設、合

計 8 施設について御審議をいただきました。令和 3 年度から 5 年度までここにありますように御審議いただいた、計 39 の施設につきましては、認可が適当であるとの答申をいただいたところでございます。

続きまして、「2 施設類型別内訳」では、この 3 年間の認可をいただいた 39 施設の内訳を示しております。このうち 3 年間の合計で、保育所が 24 施設、幼保連携型認定こども園が 15 施設となっております。

最後に資料にはございませんが、認可部会は今年度においても開催を予定しておりまして、第 1 回が来月、6 月に、それから第 2 回が来年、年が明けて令和 7 年の 2 月ごろに、それぞれ開催を予定しております。

以上で、私からの認可部会の審議結果の報告についての説明を終了させていただきます。

◎ 質問・意見

○ 田口委員長

報告ありがとうございました。ただいまの報告につきまして御質問、御意見ございますか。御報告ということでよろしいでしょうか。皆さんも領いていらっしゃるようですね。

以上で、本日の審議事項は全て終わらせていただきます。本日は貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。進行の方を事務局にお返しいたします。

○ 司会

本日はありがとうございました。

先ほど、新任の委員のところで峯委員を御紹介させていただこうと思ったのですが、マイクの調子がということだったので、今、もしお繋がりになっているようであれば、一言いただければと思います。

○ 峯委員

はい、ありがとうございます。先ほどは大変失礼いたしました。私はさいたま市岩槻区で峯小児科というクリニックの院長の峯と申します。

埼玉県ではこどもたちの医療と健康、保健と福祉などを司ります埼玉県小児保健協会という団体の責任者もしておりますし、日本全体の小児科医の集まりであります日本小児科医会では、ワクチンですとか感染症など、公衆衛生学的な分野の責任者もしております。これから皆様方の御意見の中で、我々に関係しそうなものについては、これからも、御意見をさせていただきたいと思います。1 点、先ほど色々な方から御質問がございましたが、やっぱりこどもたちをまんなかに置くということは非常に重要なことですが、実は私ども医療とか、保健、福祉の仕事をしていますと、こどもたちの中には、本当は言いたいけど言えないという、そういうこどもたちがたくさんいます。

むしろそういうこどもたちの意見の中に、実は非常に重要なものがたくさん隠されておりま

すので、ぜひそういうこどもたちから、或いはその保護者の方含めた周りの方からの意見ができるだけこういうところに挙がってくるような方法とか対策をぜひお考えいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○ 司会

どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、委員の皆様本日はありがとうございました。次回の審議会は令和6年8月頃を予定しております。改めて事務局から日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委 員 長 田口 伸

署名委員

委 員 川澄 馨子

委 員 清水 将之